

# 東アジア裁判外紛争解決機構の 必要性と可能性

呉 旭煥

\*本稿は、2006年10月24日に当法科大学院の主催で行われた「東アジア裁判外紛争解決機構」設立支援に関する講演会で発表された内容である。原本は韓国語（ハングル）で作成されたが、当大学院3年の宇高敏弘君が日本語に翻訳し、講演会では日本語で発表された。呉旭煥弁護士は、成均館大学で修士・博士学位（テーマ「株式会社監事制度に関する研究」）を取得、Faculty of Law, The Univ. of British Columbiaで2年間研究した学歴があり、22歳の若き時、司法試験に合格、現在、大韓弁護士協会事務総長に就き、活発な国際的交流の役割を担っている。（高）

## I 概観

韓国、中国、日本、台湾等の東アジア各国は地理的に非常に近接しており、交通や運送にかかる所要時間と費用が小さく、相互に貿易障壁を緩和して交易を活性化すれば、これら東アジア各国間の貿易・投資等の経済交流は今よりも一層増加することになり、これは各国の利益にも一致するものと見られている<sup>1)</sup>。2002年の韓日ワールドカップ大会を契機として韓日両国間ではFTA (Free Trade Agreement: 自由貿易協定) 締結のための実務的研究が進められ、それと合わせて、韓・中・日3カ国のFTA推進問題に関する共同研究が進められてきた。このような趨勢に照らして見ると、これからの東アジア各国間の経済交流はさらに大きく増加するものと予見される。

一方、国際商取引で発生する商事紛争を迅速かつ経済的・効率的に解決する

ことは、貿易・投資等の国際経済交流活性化のために必須である。そして、これらの紛争を特定国家の裁判所に提訴して裁判で解決するよりも、代替的紛争解決制度（Alternative Dispute Resolution：ADR）である調停や仲裁で解決する方が有益であり、より便利であるということが国際商取引実務で認められるようになって久しい。

以下では、代表的な裁判外紛争解決の手段として韓国の仲裁制度と、韓国と東アジア各国間の商事仲裁の現況および具体的事例を探り、東アジアにおける裁判外紛争解決機構の必要性と可能性について検討することにする。

## Ⅱ 韓国の仲裁制度

### 1. 仲裁の意義

仲裁とは、当事者間の合意により選出された仲裁人の仲裁判定によって当事者間の紛争を解決する手続をいう。仲裁の本質は、それが私的裁判であるというところであり、その点において当事者の譲歩による自主的解決である裁判上の和解や調停とは異なる。

仲裁制度は単審制であるため、法院（裁判所）の裁判に比べて迅速に紛争が解決し、費用も低廉であるという利点がある。また、仲裁は訴訟がもつ法手続の複雑性と厳格性から脱け出し、仲裁により紛争を解決しようとする当事者間の合意に従って法院の管轄を排除し、専門家である第三者によってなされる迅速・簡便かつ廉価な仲裁判定を受けることで効率的な紛争解決を図ることが可能な制度である。それだけではなく、関係分野の専門家を仲裁人として選定することにより実情に合った紛争解決をすることができ、非公開審理であるため業務上の秘密を維持するのにも都合がよく、特に国際商取引上の紛争においては紛争解決に最も適合した制度であるといえる。

## 2. 韓国の仲裁制度

韓国の仲裁制度は西欧、特に米国の制度を模範として発展を重ねてきた。1966年に仲裁法が制定され、同じ年に常設仲裁機関である大韓商事仲裁院が設立された。

### (1) 大韓商事仲裁院<sup>2)</sup>

#### (a) 組織

大韓商事仲裁院は、1966年3月に設立された韓国で唯一の常設法定仲裁機関である。本部はソウルにあり、釜山に地域本部がある。大韓商事仲裁院は企画管理本部と仲裁事業本部で構成されており、企画管理本部は総務チームと企画広報チームに、仲裁事業本部は建設仲裁チーム、貿易仲裁チーム、海事仲裁チーム、一般取引仲裁チーム、そして斡旋相談チームに分かれ、総勢7チームで構成されている。

#### (b) 業務

仲裁院は、非営利社団法人として国内外における取引当事者間に発生した商取引紛争を効率的に解決し、あるいは事前に予防する機関である。このような設立目的の下、相談、斡旋、調停、仲裁等を主要業務としている。仲裁院は、仲裁法と仲裁規則に従い、国内仲裁と国際仲裁の業務を遂行している。既に紛争が発生した事案については事後合意による仲裁院の利用が可能であり、紛争が発生する前に紛争解決機関として契約当事者が予め仲裁院を指定している場合にも利用することができる。

大韓商事仲裁院は世界各国にある国際仲裁機関との協力関係を構築しており、JCAA (Japan Commercial Arbitration Association : 日本商事仲裁協会)、CIETAC (China International Economic and Trade Arbitration Commission : 中国国際経済貿易仲裁委員会)、AAA (American Arbitration Association : 米国仲裁協会) 等、24機関と仲裁協定を締結し、ICC (International Chamber of Commerce : 国際商業会議所) 等、23機関と業務協調約定を結ん

でいる。

## (2) 仲裁法と仲裁規則

### (a) 仲裁法

大韓民国仲裁法は、1966年3月に制定され、1999年12月にUNICITRAL (United Nations Commission on International Trade Law : 国連国際商取引法委員会) のモデル法を大幅に受容して全面改正された。大韓民国仲裁法は、機関仲裁と任意仲裁、国内仲裁と国際仲裁、民事仲裁と商事仲裁のすべてを規律することが可能になっている。

### (b) 仲裁規則

大韓商事仲裁院が仲裁法に基づいて商事仲裁を公正・迅速に処理するための手続として仲裁規則があり、1966年3月に制定され、最近では2004年12月に改正された。

## (3) 大韓商事仲裁院の仲裁手続

国際仲裁の手続も基本的には国内仲裁とほとんど同様の手続により進められるが、審理開催、期日通知等に関しては国際仲裁だけに見る特性がある。

### (a) 仲裁申請

申請人は、仲裁合意書、各種証拠、委任状（必要時）とともに仲裁申請書を提出する。

### (b) 仲裁判定部構成

仲裁判定部の構成については当事者間の合意が最優先されるが、当事者間に仲裁判定部の構成に関して特に合意がない場合には事務局選定方式が適用される。この点については後で少し詳しく説明したい。

### (c) 審理開催

審理は、各当事者が証拠および主張を充分に開陳できる方向で進められる。過去には平均4回程度の審理が開催されていたが、最近では集中審理制度の導入により開催回数は2～3回に減った。国際仲裁では争点整理による集中審理制

度を導入する例が多い。

(d) 仲裁判定

仲裁判定は多数決により原則的に審理終結後30日以内に出される。判定は接受通知から平均して、国内仲裁では5カ月、国際仲裁では7カ月以内になされる。

(e) 仲裁判定文送達

仲裁判定文の正本は各当事者に送達され、原本は管轄法院に移送・保管される。

(4) 仲裁人選定および仲裁人団

(a) 仲裁人選定

仲裁人の選定には以下の2つの方法がある。

(イ) 当事者合意による選定

両当事者の合意により選定する場合、当事者が定める方法に従って選定された仲裁人が仲裁判定部を構成することになる。

(ロ) 事務局による選定

当事者間の合意により仲裁人が選定されない場合や当事者が仲裁院の仲裁規則によることで合意している場合、事務局は両当事者に、予め事務局で委嘱し保有している仲裁人名簿の中から候補者リストを作成して送付する。具体的に述べると、3人判定部の場合には10名、1人判定部の場合には5名の候補者を送付する。国際仲裁の場合、一方当事者の要請があれば議長仲裁人に第三国籍の仲裁人が選定される。各当事者は候補リストに選好度を表示して事務局に返送し、事務局が両当事者の選好順位を集計して仲裁人を選定し、仲裁判定部を構成することになる。

(b) 仲裁院仲裁人団

仲裁院は現在、国内910名、国外92名の総勢1,002名の仲裁人団を保有している。海外居住仲裁人は27カ国に所在している（米国15名、日本とシンガポールがそれぞれ10名、中国5名等）。仲裁人団全体を職業別に分類すると、法

曹界329名、企業家276名、学界257名、その他140名で構成されている。

(5) その他の事項

(a) 代理

弁護士またはこれに相当する者による代理が可能である。

(b) 反対申請

被申請人は仲裁手続の中で反対申請を提起することができ、反対申請は本申請に併合されて進められる。

(c) 非公開

仲裁手続は非公開である。当事者間で合意されない限り仲裁の審理と手続が公開されることはない。

(d) 言語

当事者は仲裁手続に使用される言語を自由に選択することができる。もし合意がなければ、仲裁判定部が適当と判断した言語が選択される。最近の趨勢としては、国際仲裁事件の増加に伴って英語で仲裁手続が進められる傾向が強まっている。

(6) 韓国における外国仲裁判定の承認と執行

韓国は「外国仲裁判定の承認と執行に関する国連協約」（以下、「ニューヨーク協約」）の締約国である。したがって、他の締約国で出された仲裁判定は韓国内で強制執行される<sup>3)</sup>。韓国の仲裁判定の承認・執行手続は法院による承認・執行判決によっている（仲裁法37条1項<sup>4)</sup>。韓国の法院は、他の締約国で出された仲裁判決文がニューヨーク協約で定められた5つの事由<sup>5)</sup>に該当しない限り、その強制執行を承認する。その際、同協約の要求事項以外には強制執行を拒否するいかなる国内事由・政策も考慮されない。すなわち、外国で出された仲裁判定のうちニューヨーク協約の適用を受けるものについては、その承認と執行は同協約に従ってなされる<sup>6)</sup>。1999年の仲裁法改正当時、特に外国の仲裁判定に関してはニューヨーク協約と一致するように規定されたことで外国

仲裁判定の承認と執行についての措置が一層確実なものになった<sup>7)</sup>。

韓国で外国仲裁判定の承認と執行を得るためには強制執行を求める当事者の訴訟手続を遂行しなければならないが、韓国の訴訟は概ね1年以内に終結するので他の国の訴訟手続と比べれば迅速な方に属している。

### 3. 仲裁の実例

#### (1) 大韓商事仲裁院における最近の国際仲裁事件の現況

最近4年間に大韓商事仲裁院で受理した国際仲裁事件数を見ると、2003年度は38件、2004年度は46件、2005年度は53件と、徐々にではあるが増加している。

最近6年間の仲裁事件の受理状況

(単位：件数)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005
国内	135	132	163	173	139	160
国外	40	65	47	38	46	53
計	175	197	210	211	185	213

(2) 大韓商事仲裁院で最近処理された仲裁事件の中から、いくつかの事例を紹介する<sup>8)</sup>。

#### (a) 物品相異に基づく物品返還請求

区分	内容	備考
申請人	A社(日本)	
被申請人	B社	
請求原因	物品返還請求	
物品	中古染色機	
申請金額	130,000米ドル (171,625,000韓国ウォン)	仲裁費用 (4,042,094韓国ウォン)
申請日	2002年3月27日	
判定日	2002年10月9日	
処理期間	212日	
判定金額	130,000米ドル (171,625,000韓国ウォン)	

**【判定要旨】**

A社は2001年11月1日、B社との間で物品代金を取消不能信用状の方式で決済することを条件に中古染色機3台の輸入契約を締結した。この事件契約に従ってB社は上記物品を発送し、到着先のタイ国〇〇港においてA社に引き渡した。ところで契約では日本製の中古染色機を目的物としていたが、B社は、それとは異なる韓国製の中古染色機を船積みした上でA社開設の信用状を呈示し、99,000米ドルを受け取った。

A社は、B社が使用することもできない韓国製の中古染色機を船積みして信用状を呈示したとして、B社に対し、信用状呈示金額99,000米ドルとそれまでの利子および法的費用31,000米ドルの合計130,000米ドルを支払えと主張した。

他方、B社は、A社との契約は日本製の中古染色機と中古コーティング機のパッケージディール (Package Deal) であり、A社がコーティング機に対する契約を遅延させて染色機に対する信用状だけを開設したため、事前に確保していたコーティング機についての契約を催促する目的で故意に韓国製の染色機を船積みしたものであるから、A社の仲裁申請は棄却されるべきであると主張した。

これに対して仲裁判定部はパッケージディールであったかどうかの事実関係とA社の道義的責任は別の事案であるとして、契約書と信用状に明示された物品と異なる物品をB社が故意に船積みしたことはB社の明白な契約違反であると認定。A社が請求した130,000米ドルの全額を認容する判定をした。



## (b) 品質不良に基づく損害賠償請求

区分	内容	備考
申請人	A社	
被申請人	B社(日本)	
請求原因	損害賠償請求	
物品	玉葱種子	
申請金額	46,149,600日本円 (463,341,984韓国ウォン)	仲裁費用 (5,638,381韓国ウォン)
申請日	2002年6月14日	
判定日	2003年1月20日	
処理期間	220日	
判定金額	46,149,600日本円 (463,341,984韓国ウォン)	

## 【判定要旨】

A社は2001年8月11日、B社から玉葱種子3種類を輸入し、〇〇地域に全量販売した。2002年3月頃、A社は、玉葱種子を購入して播種した〇〇地域の農民たちから玉葱種子2種類が品質保証書上の収穫時期に比べて生育が非常に遅れているだけでなく分球等の生育異常が多く到底収穫することはできない状態に至ったと抗議を受けた。

そこでA社がB社に連絡したところ、2002年3月23日に現場を訪問したB社は生育不良状態を認定。玉葱種子1缶当たり3万円の慰労金を支給するとともに未販売の玉葱種子の返還に応じると約束した後、これを覚書として作成した。

A社は、B社の覚書を信じて玉葱種子を播種して損害を受けた各農家に1缶当たり30万ウォンを基準とする補償金438,000,000ウォンのうちの一部を支給したが、B社が約束を履行しないため損害賠償金46,149,600円を請求した。

B社は、自分たちが作成した覚書は強迫により作成されたものであるとして、その意思表示を取り消すとともに、A社が正確な損害の規模を明らかにしていないこと、その損害の発生はB社が供給した種子によるものではないことをもって、A社の請求を受け入れることはできないと主張した。

これに対して仲裁判定部は、証拠書類、証人の証言および審理の全趣旨を総合すれば、協商当時の状況や覚書作成の経緯、その後B社が見せた態度等に照

らして、覚書が強要により作成されたものとは認定できないとし、B社の主張には理由がなく、B社の覚書を信じて被害農民たちと補償協議を終えて補償金を一部支給したA社の請求を拒絶することはできないとして慰労金および未販売の玉葱種子代金の合計46,149,600円を認容した。

(c) 契約違約金請求

区分	内容	備考
申請人	A社(台湾)	
被申請人	B社	
請求原因	契約違約金請求	
物品	光ケーブル	
申請金額	840,000米ドル (1,009,512,000ウォン)	仲裁費用 (10,342,316韓国ウォン)
申請日	2002年7月12日	
判定日	2003年3月4日	
処理期間	235日	
判定金額	630,000米ドル (742,140,000韓国ウォン)	

【判定要旨】

A社は、2000年7月3日にB社に対して光繊維を輸出する契約を締結。契約の主な内容を調べると、一、輸出物量は2000年8月に5,000km、9月に7,500km、同年10月から2002年末までは毎月10,000kmであった。二、価格は供給する物量の60%を1km当たり40米ドルとし、残り40%は市場価格を考慮して当事者間の合意で決定するものとした。三、もし一方の当事者が契約を履行できないときには、履行できない当事者が未履行の契約金額の20%を違約金として補償するものとした。

A社は、B社が2001年7月に5,000km、同年8月と9月にも各5,000kmを購入せず、それ以降は全く購入しなかったため、本仲裁申請書の送達をもって契約を解除し、B社に対して、契約解除までに購入しなかった数量と本契約解除日から契約期間である2002年12月分までの契約済みの数量を合わせた計105,000kmを購入できなかったものとして、これに1km当たり40米ドルで算定した金額である4,200,000米ドルの20%に当たる840,000米ドルを違約金

として補償すべきであると主張した。

B社は、事件売買契約書に記載された仲裁条項の「仲裁法院」は大韓商事仲裁院を指すものではないとし、不能な仲裁条項であれば訴訟で解決すべきであり、有効な仲裁条項であるならば文面どおりに解釈して法院（裁判所）の仲裁を受けるべきであると主張した。

また、契約締結後から全世界的にIT産業が不況期にさしかかり、光ケーブルに対する需要が急激に減少したために価格も下落しており、結局、A社はB社に対して1km当たり40米ドルから1km当たり23ドルに価格を引き下げるように契約変更を提議したが、その時点においても世界の光繊維価格は1km当たり14～15ドルにまで低下しており、このような状況下において契約変更についての両者間の合意は決裂したものであるとして、事情変更の原則に従い本答弁書の送達をもって契約を解除するものであり、この場合には債務者が損害賠償義務を負担すべきものではないとして、A社の仲裁申請は棄却されるべきであると主張した。

これに対して仲裁判定部は、仲裁が国家機関である法院（裁判所）による紛争解決方法以外に認められた公式的な紛争解決方法のうちの1つであることは明白なことであり、したがって、当事者間において「仲裁」による紛争解決を合意したことは明らかであるとした上で、使用された「arbitration court」という用語は「仲裁を担当する裁判所」という意味ではなく、「仲裁を担当する機関」と解釈するのが妥当であると判定した。

そして本件契約の対象である売買目的物の最終使用場所が韓国である点、本件契約違反を理由とする金銭賠償の要求を受けているB社が韓国の法人である点などを考慮し、本仲裁の目的から韓国法を適用することが妥当であると決定した。

また、長期契約を締結する際に、契約期間中における当該産業の一定の浮沈がありうるということは通常予見可能であるから、単に予測が外れたという理由だけで事情変更の原則を適用することはむしろ当事者間の利害関係を歪曲する危険があるとし、本件契約においては当該産業の景気変化に備えた装置を設

けることに合意している点も考慮して、事情変更の原則による解約を認めなかった。

最後に、損害賠償予定額として定められた金員を支給することについては、A社とB社のそれぞれの地位、本件契約の目的および内容、損害賠償の額を予定した動機、本件契約における購入価格に対する賠償予定額の比率、予想される損害の大きさ、取引の慣行等、諸般の事情を考慮して、残余契約期間の販売物量該当額の20%は損害賠償予定額としては不当に過大であるとし、大韓民国民法第388条に従って違約金は損害賠償の予定と推定し、残余契約期間の販売物量該当額の15%の範囲で認容した。

### Ⅲ 東アジア仲裁機構の必要性と可能性

以上で見てきたように、国際商取引から生じる私的紛争の解決促進のために低廉・迅速で効率的な紛争解決装置を設けることは、国際貿易・投資等の国際経済関係を増大・促進させるためにも極めて重要である。現在、韓国では韓米FTA交渉が進められており、東アジア各国とのFTAについての研究も進められている。このような現況から、さほど遠くない時期に東アジア各国とのFTAも具体化するものと予想される。なぜならWTO（世界貿易機構）が出帆した後も、EU（欧州連合）、NAFTA（北米自由貿易協定）等の地域経済協力体の結成が活発化しているのが世界の現実だからである<sup>9)</sup>。

このような趨勢に伴って、地理的に隣接している東アジア各国間の経済交流は急激に拡大しつつあり、域内商事紛争も自然と増加していくことになるだろう。そうなったときに東アジア経済圏で発生する国際商事紛争を効果的に解決するためには、域内国家の常設仲裁機関同士の間で締結される仲裁協定によって対処するだけでは極めて不十分であると予想される。すなわち、東アジア各国間の国際商事紛争を迅速かつ効果的に解決することが可能な紛争解決機構を設立する必要性が生じているのである。

また、NAFTA域内で生じる私的紛争の解決を促進するために、NAFTA加盟国である米国、カナダ、メキシコの3カ国が1995年12月に創設した

CAMCA (Commercial Arbitration and Mediation Center for the Americas : 米州商事仲裁・調停センター) の例を見ても、東アジア各国間における私的紛争解決機構の設立は現実的な問題であると同時に大きな可能性を秘めているといえる。

#### Ⅳ 東アジア紛争解決機構の設立に際しての検討事項

##### 1. CAMCAの創設経緯と組織<sup>10)</sup>

###### (1) 法的根拠

NAFTAは域内商取引(貿易、投資等)で生じる国際商事紛争を解決するために、「代替的紛争解決制度」であるADRを利用することを強調しているが、その法的根拠はNAFTA第2022条にある<sup>11)</sup>。

###### (2) 経過

1994年10月、NAFTA自由貿易委員会(Free Trade Commission)は「私的商事紛争に関する諮問委員会」(Advisory Committee on Private Commercial Disputes)を設立した。これはNAFTA第2022条の規定に基づくものであり、NAFTA域内で生じる私的国際紛争の解決を推進するために、仲裁その他の代替的紛争解決手段の利用可能性と効果について検討し、共同紛争解決機構の設立を実現するための助言を行う機関である。

諮問委員会は、NAFTA加盟国であるカナダ・米国・メキシコの3カ国がそれぞれ推薦した委員で構成される。総勢30名で構成され、このうちの6名(各国2名ずつ推薦)は公務員として各加盟国を代表し、諮問委員会の共同議長(Co-chairs)として活動する。残りの24名は、各加盟国が8名ずつ推薦した人士であり、公務員の身分をもたないが、この分野の専門家たちである。この委員会の会議は各加盟国が主管し、各加盟国が推薦する共同議長の司会により年1回以上開催され、合議体(by consensus)として運営される。諮問委員会が設置した5つの小委員会(Subcommittee)がそれぞれ活動しているが、各小

委員会の課題および活動内容は次のとおりである。

(a) 第一小委員会

この委員会の主たる任務は、①NAFTA3カ国の商事仲裁に関連する諸般法令、②域内商取引当事者が紛争発生時に利用する3カ国の仲裁機関、③3カ国の代表的仲裁機関が利用を勧告している標準仲裁および調停条項 (model arbitration and mediation) について調査を行うことである。

(b) 第二小委員会

この委員会はNAFTA域内の特殊産業分野で活動している専門的ADRサービス提供者たちのリストを作成して維持・管理する任務を担っている。

(c) 第三小委員会

この委員会ではNAFTA域内で発生した私的な国際商事紛争 (private international commercial disputes) を解決するための仲裁その他のADR手段の利用を促進する活動がどのように行われているかを調査することを主要な任務としている。

(d) 第四小委員会

この委員会では仲裁合意、外国仲裁判定および関連する諸問題についてNAFTA域内3カ国が加入している国際協約と加盟国の法律・裁判所判例・関連文献・慣習等を調査することが主要な任務である。

(e) 第五小委員会

この委員会ではADRの1つである調停 (mediation/conciliation) 制度を調査することが主要任務である。

諮問委員会は以上の5つの小委員会の活動事項を総合的に検討し、その結果、各小委員会の上記の活動はNAFTA域内の貿易・投資等の経済活動に伴う紛争の解決を促進するための「新しい超国家的組織」(a new trans-national organization) であるCAMCAを創設する契機となった。

(3) 組織および運営

NAFTA加盟各国はCAMCA創設の主役を域内にある代表的仲裁機関とし、

これらの機関が共同してCAMCAを創設するように促した。CAMCAの創設を主導した域内の仲裁機関には、米国のAmerican Arbitration Association（米国仲裁協会）、カナダのBritish Columbia International Commercial Arbitration Centre（ブリティッシュ・コロンビア国際商事仲裁センター）とQuebec National and International Commercial Arbitration Centre（ケベック商事仲裁センター）、メキシコのMexico City National Chamber of Commerce（メキシコ市商業会議所）の4つの仲裁機関がある。

CAMCAの理事会（Governing Council）は12名で構成される。NAFTA加盟各国が4名ずつ推薦するが、その中には、推薦時に上記仲裁機関の代表者である者が含まれていなければならない。理事会はCAMCAの運営に関連する諸般規則、料金および手続に対する監督権をもつ。

また、CAMCAは国際貿易と紛争処理に関する国際的経験と専門的知識を有する者で構成される「仲裁人及び調停人名簿」（Panel of Arbitrators and Mediators）を維持・管理する。同名簿には各加盟国が12人ずつ推薦した中立的な人士が含まれている必要がある。

CAMCAはNAFTA域内の私的紛争の解決のために創設された多国籍常設機関として統一された規則・政策・行政手続によって運営されている。また、CAMCAの運営は加盟各国の仲裁機関の代表者たちが行っており、域内で発生する紛争事件はCAMCAの創設を主導した上記仲裁機関のどの事務所においても受理してもらえる。

CAMCAの規則の下では、多国籍仲裁判定部・調停部を構成することが可能である。当事者は将来の紛争を解決するためにCAMCAが勧告する調停条項または仲裁条項を契約書に入れることができる。万が一、契約書にこれらの条項が反映されていない状態で紛争が発生しても、当事者間でCAMCAの調停・仲裁の手続により紛争を解決することを合意することで調停・仲裁の手続を進めることができる。

#### (4) CAMCAの規則

##### (a) 概観

CAMCAにおける紛争処理の主要業務は調停 (Mediation) と仲裁 (Arbitration) である。このためCAMCAでは、3章18カ条からなる調停規則と3章39カ条からなる仲裁規則を制定・施行している。域内の国際経済活動で紛争が生じると、まず調停を試み、それが失敗に終わると仲裁によって最終的に解決する。

CAMCAの調停規則は、各当事者が同規則に従って調停を受ける合意をすれば適用される。ただし、当事者間の合意により調停手続の一部を変更することも可能である。

仲裁規則も調停規則と同様、各当事者がCAMCAの仲裁規則に従って仲裁で解決する合意をすれば適用される。仲裁規則も当事者間の合意により一部を変更することが可能である。万が一、CAMCAの仲裁規則が仲裁に適用される法律の強行規定と抵触する場合は法律が優先される。これは、NAFTA加盟各国の仲裁法を尊重しているためである。

##### (b) 調停規則の主要内容

###### (イ) 調停人

調停人の選任に関してCAMCAは多国籍調停部の活用を可能にする措置をとっている。また、各当事者は20日以内に調停人名簿の中から問題があると判断される人物をリストから外すことができ、名簿に残った人物の中から調停部を構成する者が選任される。

###### (ロ) 調停手続

調停手続は基本的に私的なものであり、当事者と代理人以外の者は、当事者と調停人の承認があるときだけ参観することができる。また、調停人と各当事者には調停手続で知りえた内容についての守秘義務が生じる。

調停手続は、①当事者間に紛争を解決する合意が成立したとき、②調停人が、それ以上手続を進めることは無意味であると宣言したとき、③当事者の一方または双方が書面で調停手続の終了を宣言したときに、それぞれ



終了する。

(c) 仲裁規則の主要内容

(イ) 仲裁の申請

仲裁申請書には次の事項を入れなければならない。

- ①紛争を仲裁によって処理する意思表示
- ②各当事者の住所および連絡先
- ③仲裁申請の根拠となる事項（契約書の条項、合意書等）
- ④紛争発生の原因となった契約に関する説明
- ⑤請求の内容およびその請求を裏付ける事実資料
- ⑥被害救済要求事項（Relief & Remedy）と申請金額
- ⑦任意事項として、仲裁人の数、仲裁場所、仲裁手続における使用言語

被申請人は仲裁申請書の写本を受け取った日から30日以内に答弁書を提出しなければならない、同時に反対申請書を受理してもらうこともできる。

(ロ) 仲裁人

CAMCAは常に多国籍仲裁判定部を構成できる状態を維持しなければならない、仲裁規則に基づいて仲裁人を任命しなければならない。仲裁人数は、当事者間で特に合意しなければ1人となるが、仲裁事件の大きさや複雑性、事件の状況を考慮して、事務局が3人仲裁判定部を構成することもできる。

仲裁人の公正・独立は厳格に維持される。仲裁人に任命されようとする者、任命された者は、仲裁人としての公正性・独立性を疑わしいとするに足る事項があるときは、そのことを事務局に申告しなければならない。また、当事者が仲裁人の公正性・独立性に影響を及ぼす状況が存在すると考える場合には、いつでも仲裁人に対し、理由を摘示して、書面で忌避申請をすることができる。

(ハ) 仲裁手続

当事者はもちろん参与できるが代理人を立てて仲裁に参加させることもできる。その場合には、代理人を選任した事実と代理人の人的事項を相手方に通知しなければならない。

仲裁場所についての合意がなされない場合には、次の手続によって仲裁場所を決定する。

①事務局は各当事者に通知し、各当事者は20日以内に選好する仲裁場所に関する主張と根拠を中立委員会（neutral locale committee）に提出しなければならない。

②中立委員会は各当事者と国籍が同じ人物で構成されるが、委員長は第三国籍の人物でなければならない。

③中立委員会は当事者の主張と事件の状況を考慮し、仲裁場所を最終的に決定する。

仲裁判定部は自らの判断で、いかなる場所においても証言を聴取し、財産や書類を検査することができる。この場合には、仲裁判定部または仲裁判定部の要請を受けた事務局が各当事者に対して、その手続に参加できることを書面で通知しなければならない。

仲裁判定は、速やかに仲裁判定部によって書面で行われ、最終的なものとして各当事者を拘束する。両当事者の同意がない限り、判定文には判定理由の説示が付されなければならない。判定文は仲裁人の過半数の署名によって効力を生じる。

仲裁判定が出る前に当事者間で合意による解決が成立した場合には、当事者の要請により、仲裁判定部は判定文の形式で合意書を作成することができるが、その場合には、判定理由をあえて明らかにする必要はない。

仲裁判定部は、当事者間で合意された法律・規則を準拠法として適用する。しかし、当事者間で合意がなされなければ、自らの判断により適合する法を適用する。契約等の解釈においては当該契約に適用されるべき取引・貿易慣行や慣習等も考慮の対象となる。

## (二) 迅速仲裁手続

仲裁規則では少額事件の迅速手続についても規定している。適用対象は原則的に仲裁申請（または反対申請）の請求金額が50,000米ドルを超えない事件である。この金額を超過する事件であっても、当事者が合意すれば

迅速手続を適用することができる。

迅速手続の判定部は仲裁人1名で構成され、当事者間の書面合意を前提として口頭審理手続を省略できる。迅速手続は審理を1回に制限し、仲裁判定も審理終結日から20日以内に出される等、少額利用者のための迅速な手続を提供している。

## 2. 東アジア紛争解決機構の設立に際しての検討

### (1) CAMCAモデル導入の必要性

以上で見てきたとおり、これからの東アジア経済圏は、地域内の国際経済交流の増大に伴って、貿易・投資がさらに活発化する展望が開けている。東アジア各国経済の急成長と貿易自由化要請によるFTA締結の可能性を考慮すればなおさらである。このような状況下において急増することが予想されている東アジア経済圏内の私的国際紛争を効果的に解決するためには、各国の常設仲裁機関の間で締結される仲裁協定によって対処するだけでは極めて不十分であると考えられる。したがって、NAFTAにおけるCAMCAの事例を東北アジアに導入しようとするには当為性があり、現実的にも難しい問題ではないものとする。域内における自由な交易を活性化する上で、商事紛争の迅速な解決を可能にする共同仲裁機関が重要な役割を果たすことは、NAFTAにおけるCAMCAの創設により既に立証されたものと見なければならぬ。

### (2) 仲裁判定の執行

東アジア紛争解決機構の創設を論じるにあたり、最初に検討すべき事項としては、仲裁判定の承認と執行を保障する国際協約への加入の有無である。なぜなら仲裁判定が出されても、敗れた方の当事者が自ら進んで履行をしない場合には、その執行を強制する法的装置が必要だからである。この点については、韓・中・日3カ国がニューヨーク協約に加入しているため基本的な法的環境は整っているといえる。日本は1961年に、韓国は1973年に、そして中国は1987年にそれぞれ加入した。すなわち、東アジア3国においては国際仲裁契約の効

力と国際仲裁判定の承認・執行がニューヨーク協約の履行により実質的に保障されているので、これとは別の仲裁法規を用意するとすれば、東アジア地域の特殊な環境や域内各国間の細部の事項を反映するものでなければならない。

### (3) 設立に関連する立法の方向性

既に述べてきたようにCAMCA創設の法的根拠はNAFTA第2022条にある。東アジア紛争解決機構の創設の法的根拠は、東アジア各国間にNAFTAのようなFTA（自由貿易協定）が締結されるのであれば、同協定にNAFTA第2022条と類似した内容を反映させることも1つの方法となりうるだろう。しかし、必ずしもFTA締結まで東アジア紛争解決機構の創設を保留する必要はないものとする。東アジア各国の活発な経済交流により生じる私的国際紛争の解決を促進するための機関を設立することはすべての国にとって利益となるものであり、FTA締結のような政治的・経済的に敏感な事案ではないためである。したがって、FTA締結前であっても東アジア3国間で「商事司法共助条約」を締結し、その中でADRの共同利用に向けた紛争解決機構設立の法的根拠を整えればよい。

### (4) 韓国における現況

#### (a) 国際仲裁実務会の創立

国際取引と関連する紛争の増加に伴い、その効率的な解決のために、国際仲裁実務に関する研究の遂行、国際仲裁人の養成、関連する主要な情報を提供することを目的として、2005年6月、韓国内の弁護士、教授、企業家など、仲裁に関する経験と識見を幅広く備えた人々が中心となって国際仲裁実務会が創立された。国際仲裁実務会の活動は、大韓商事仲裁院が東アジア地域の国際仲裁センターとしての役割を遂行するにあたり、大きな助けになるものと期待されている。

(b) 大韓商事仲裁院は、2006年10月26、27日の2日間、ICC ICA（ICC International Court of Arbitration：国際商業会議所国際仲裁法院）と共同で、

国際仲裁大会をソウルにおいて開催する。今回の国際仲裁大会は「東アジアにおける国際仲裁」という主題で東アジアにおける国際仲裁の活性化のための方策、国際仲裁と東アジアの法律制度との調和、韓国において東アジア国際仲裁センターを発展させるための方策等について論議することが予定されている。

## V 結語

デジタル革命に伴うインターネット商取引の発達と高度知識社会の出現により、国際取引における紛争も複雑化・多様化していることから、柔軟性と専門性をもっている裁判外紛争解決手段に対する需要は日々増加している。

東アジア地域は貿易や投資などの経済取引の規模ではEU、NAFTAとともに世界3大経済圏の1つを形成している。また、その地理的隣接性によって東アジア各国間の物品・資本の移動は容易であり、移動に伴う物流費用も小さく、東アジア各国の経済力・経済発展段階・経済運用体制等には相当の差異が存在するにもかかわらず資源・技術・資本等の側面から見るときには相互補完的関係にある。このため、東アジアにおける経済交流と協力が強化されるに従って私的商事紛争を解決するための制度的基盤構築を促進していくことが重要である。

共同紛争解決機構の設立のための法的根拠は、中長期的にはCAMCAの場合と同じく東アジア域内各国間FTAに置かれることを目標とするが、FTA締結前であっても域内国家間に「商事司法共助条約」を締結し、その中でADRを共同利用するための紛争解決機構設立の根拠を用意することが望ましいだろう。

- 1) 2005年を基準として前年度と対比すると、韓国から中国への輸出増加率は24.4%、日本への輸出増加率は10.7%、台湾への輸出増加率は10.3%であり、すべて10%を超えている。一方、同じ期間の韓国における中国からの輸入増加率は30.6%、日本からの輸入増加率は4.9%、台湾からの輸入増加率は10.1%である。また、2005年の韓国の総輸輸出のうち中国が21.8% (1位)、日本が8.5% (3位)、台湾が3.8% (5位)をそれぞれ占めており、同じ期間の韓国における総輸入量のうち日本が18.5% (1位)、中国が14.8% (2位)、台湾が3.1% (9位)をそれぞれ占めている (2005年度輸出入動向参照。韓国関税

序 <http://www.customs.go.kr/>。

- 2) 大韓商事仲裁院に関しては2005年JCAA国際仲裁カンファレンス発表資料参照。
- 3) ニューヨーク協約は、その適用を協約国に限定する相互主義条件 (reciprocity) と、商事件に限定する条件 (commercial reservation) を付すことを許容した。韓国は1973年にニューヨーク協約に加入したが、相互主義留保と商事留保による条件付批准をした。
- 4) 外国仲裁判定の「承認」とは、外国で出された仲裁判定につき、その準拠する外国法上の効力を国内でも認定することを意味し、「執行」とは、強制執行を意味する。
- 5) ニューヨーク協約に基づく仲裁判定の承認または執行の拒否事由は、①仲裁合意当事者の無能力、②仲裁合意の無効、③適切な通知の欠如等、④仲裁合意の範囲逸脱、⑤仲裁判定部構成または仲裁手続の違反等である (5条1項)。しかし、法院は上記事由のない場合であっても、法院の判断により一定の要件の下で強制執行を拒否することができる。例えば紛争解決の対象となっている事項について、自国法上で仲裁による解決を認めていない場合や、判定を承認・執行することが自国の公共秩序に反する場合には強制執行を拒否できる (5条2項参照)。
- 6) 仲裁法39条1項：「外国仲裁判定の承認及び執行に関する協約」の適用を受ける外国仲裁判定の承認または執行は、同協約による。
- 7) 仲裁法36条2項は、注5) に列挙したニューヨーク協約に基づく仲裁判定の承認または執行の拒否事由と同一内容の仲裁判定取消事由を規定している。このうち仲裁適格性の欠如と公共秩序違反の有無については、当事者の主張がない場合でも、法院が職権で認定することができる。すなわち、これらの事由は執行国の基本的法秩序を守るためのものであるから、被告の主張と立証を待つまでもなく法院が職権で判断し、仲裁判定が基本的法秩序に反するときには請求を棄却しなければならないのである。
- 8) 大韓商事仲裁院仲裁事例集12巻参照。
- 9) WTOが中心となって自由貿易体制の整備を進めているにもかかわらず、地域内自由貿易体制の強化がなされていることについては、WTO体制による交易秩序の確立にはあまりにも長く時間がかかりすぎることが主な理由であるとされている (ムン・ヒョンクン「NAFTA 商事仲裁および調整機構に関する考察」仲裁 (大韓商事仲裁院) 第299号 (2003年))。
- 10) CAMCAに関しては、キム・サンホ「商事紛争の共同解決のための東北亜ADR協力の課題」仲裁 (大韓商事仲裁院) 第309号 (2003年) 参照。
- 11) North American Free Trade Agreement (NAFTA)：北米自由貿易協定  
Article 2022 : Alternative Dispute Resolution : 2022条 代替的紛争解決
  1. Each Party shall, to the maximum extent possible, encourage and facilitate the use of arbitration and other means of alternative dispute resolution for the settlement of international commercial disputes between private parties in the free trade area.  
各「加盟国」は、最大限可能な範囲で、自由貿易地域内における私的当事者間の国際商事紛争の決着のための仲裁その他の代替的紛争解決手段の使用を奨励し、促進しなければならない。
  2. To this end, each Party shall provide appropriate procedures to ensure observance of agreements to arbitrate and for the recognition and enforcement of arbitral awards in such disputes.

この目的に向け、各「加盟国」は、仲裁合意の遵守を保障し、そのような紛争に係る仲裁判定の承認と執行のために適当な手続規定を設けなければならない。

3. A Party shall be deemed to be in compliance with paragraph 2 if it is a party to and is in compliance with the 1958 United Nations Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards or the 1975 InterAmerican Convention on International Commercial Arbitration.

各加盟国は、「外国仲裁判定の承認と執行に関する1958年の国連協定」または「国際商事仲裁に関する1975年の米州協約」に加盟し、これを遵守していれば、第2項を遵守しているものとみなされる。

4. The Commission shall establish an Advisory Committee on Private Commercial Disputes comprising persons with expertise or experience in the resolution of private international commercial disputes. The Committee shall report and provide recommendations to the Commission on general issues referred to it by the Commission respecting the availability, use and effectiveness of arbitration and other procedures for the resolution of such disputes in the free trade area.

「自由貿易委員会」は、私的国際商事紛争の解決に係る専門的知識または経験を有する人々で構成する「私的商事紛争に関する諮問委員会」を設立しなければならない。「諮問委員会」は、その有益性に関して「自由貿易委員会」により照会された全般的問題、自由貿易地域における、そのような紛争の解決のための仲裁その他の手続の効用と有効性について「自由貿易委員会」に報告し、勧告を与えなければならない。